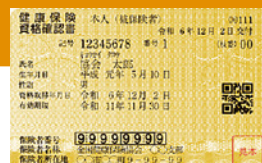


『資格確認書』の発行について

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日から使用することができなくなります。
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するには資格確認書が必要です(※)。



よくあるご質問

Q 資格確認書は、手続きしてからどのくらいで送付されるのですか。

A 就職等により協会けんぽに新規に加入された方の資格確認書については、日本年金機構の事務処理状況にもよりますが、届け出をいただいてから、おおよそ2～3週間で送付いたします。
協会けんぽに既に加齢されているマイナ保険証をお持ちでない方が交付申請された場合は、不備等がなければ、おおよそ1～2週間で送付いたします。

Q マイナンバーカードの有効期限や電子認証が切れた場合、申請することなく、資格確認書は発行されるのですか。

A 定期的に診療報酬支払基金(中間サーバー)から連携されるデータを用いて、協会けんぽでマイナンバーカードの有効期限や電子認証が切れたことが確認できた場合、資格確認書を発行しています。ただし、発行までに30～60日間を要します。

(※)資格確認書は、マイナ保険証の利用登録をしていない方やマイナンバーカードを保有していない方など、マイナ保険証による受診ができない方のほか、資格確認をする際に家族や介助者等が同行する必要がある方を対象として発行するものです。

マイナ保険証をお持ちでない方へ『資格確認書』をお送りいたします

送付対象者	現在、健康保険証をお持ちの加入者(令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者)であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方 ※申請によらず、職権で発行します。
送付時期	令和7年10月17日～令和7年10月24日(予定) ※福島支部以外の加入者様分は送付時期が異なります。
送付先	従業員様(被保険者様)のご自宅 ※被保険者様・被扶養者様の分をまとめて送付いたします。



詳しくはこちら
(協会けんぽ HP)

事業所様へのお願い

従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛てどころ不明等により協会けんぽに返送された場合、返送された資格確認書を**事業所様に送付いたします。**
資格確認書が届いた場合、対象の従業員様に配付いただきますようお願いいたします。
併せて、従業員様への周知にご協力いただきますようお願いいたします。



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369 (ナビダイヤル)
受付時間：平日8：30～17：15 ※土日・祝日・年末年始を除く

メールマガジンへの会員登録をお願いいたします

健康保険にかかわる最新の情報や、「健康事業所宣言」登録事業所様向けのセミナーのご案内など、見逃せない情報を毎月配信しています。
登録がお済みでない事業所様は、ぜひこの機会にご登録をお願いいたします。



登録はこちら
(協会けんぽ HP)

2025

9

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽ **ふくしま** 通信

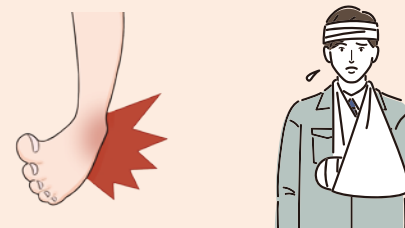
整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院での施術は、健康保険が使える場合が限られていますのでご注意ください。

健康保険が使用できる場合

自己負担3割(または2割)

- 打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼等の応急処置
(応急処置でない場合は、医師の同意が必要です)



健康保険が使用できない場合

全額自己負担

- 肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- 慰安目的のマッサージ代替りの利用
- 仕事や通勤途中におきた負傷 など



施術を受けるときのポイント

ポイント
1

負傷の原因を正しく伝えましょう

負傷の原因を正確に話しましょう。
外傷性の負傷ではない場合や、労災保険の適用となる場合は健康保険の対象外です。

ポイント
2

療養費支給申請書の内容をよく確認したうえで、必ず自分で記入しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任し、柔道整復師が本人に代わって治療費を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。申請書の委任欄に記入する際は、負傷名・日数・金額をよく確認しましょう。

ポイント
3

領収証をもらいましょう

領収証を必ず受け取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。
なお、領収証は医療費控除を受ける際にも必要になります。

※治療が長引く場合は、内科的要因も考えられるため、医師の診断を受けましょう

協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院での施術内容が適正かどうかを確認するため、協会けんぽより文書で「負傷原因」「治療年月日」「施術内容」などを照会させていただくことがあります。ご理解・ご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

〒960-8546 福島市栄町6-6 福島セントランドビル8階 TEL:024-523-3915(代表)
このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。



参加
無料

令和7年度 社会保険事務講習会を開催します

社会保険の事務担当者として、知っておきたい大切な制度について、「社会保険実務の手引き」（当日配布）を基に、年金事務所と協会けんぽの担当職員が、実際にお問い合わせの多い点を中心に説明いたします。

社会保険制度は、健康と生活に直接かわる重要な制度です。しかし、その事務の範囲は資格関係・扶養・報酬関係届や休業・出産の給付、医療費が高額になりそうな時の手続き、老齢・在職老齢年金や障害・遺族年金等、非常に広範囲かつ複雑な内容となっています。

その中からピックアップしたテーマについて研修する「事務講習会」を、下記のとおり11会場で開催いたします。ぜひご出席いただき、社会保険制度の理解を深めていただきたいと思います。

開催地	開催日	時 間	定 員	会 場
福島市	10月27日(月) 10月28日(火)	13:45 ～ 16:30	各150名	福島県青少年会館 大研修室 福島市黒岩字田部屋53-5
二本松市	10月16日(木)		55名	福島県男女共生センター 第2研修室 二本松市郭内1-196-1
郡山市	10月21日(火)		300名	ビッグパレットふくしま コンベンションホール 郡山市南2丁目52
須賀川市	10月24日(金)		50名	円谷幸吉メモリアルアリーナ 会議室 須賀川市牛袋町5
田村市	11月5日(水)		50名	船引公民館 2階ホール 田村市船引町船引南元町28
いわき市	11月4日(火)		200名	スパリゾートハワイアンズ ラピータ いわき市常磐藤原町藤平50
会津若松市	10月22日(水)		150名	会津アピオスペース 展示ホール 会津若松市インター西90
相馬市	10月17日(金)		100名	相馬市総合福祉センター（はまなす館） 多目的ホール 相馬市小泉字高池357
南相馬市	10月23日(木)		100名	原町生涯学習センター（サンライフ） 集会室 南相馬市原町区小川町322-1
白河市	10月29日(水)		100名	新白信ビル（白河信用金庫西支店） イベントホール 白河市立石96
棚倉町	11月21日(金)		50名	ルネサンス棚倉 パンケットルームB・C 棚倉町関口一本松43-1

●主な研修内容

社会保険の適用

健康保険の給付

年金給付



お申込み方法

- ・下記の「出席申込書(受付票)」に必要事項を記入し、下記の申込先へ郵送またはFAXでお送りください。
 - ・申込締切日は各会場とも開催日前日までとしますが、定員に達し次第受付を締め切ります。
 - ・定員に達したためご出席いただけない方へは、社会保険協会より電話等にてご連絡します。
- ※ご出席いただける方へはご連絡しませんので、出席申込書(受付票)をお持ちいただき、当日会場にお越しください。



お申込み・お問い合わせ先

〒960-8041
福島市大町5-2 4F
一般財団法人 福島県社会保険協会
TEL: 024-525-9311 FAX: 024-525-9312



共催

- ・一般財団法人 福島県社会保険協会
- ・日本年金機構／福島県内各年金事務所
- ・全国健康保険協会(協会けんぽ)福島支部
- ・福島県社会保険委員会連合会／県内地区委員会

このページを切り離さずにFAXまたは郵送でお申し込みください。
出席申込書(受付票)は当日お持ちいただき、受付にご提出ください。(郵送の場合は控えをお取りください)

「社会保険事務講習会」出席申込書(受付票)

FAX: 024-525-9312

希望会場	(出席を希望される開催地を○で囲んでください) 福島市(10/27)・福島市(10/28)・二本松市・郡山市・ 須賀川市・田村市・いわき市・会津若松市・相馬市・ 南相馬市・白河市・棚倉町		
事業所名			
所在地	〒		
事業所電話番号		事業所FAX番号	
出席者氏名	①	②	事業所整理番号

※福島県青少年会館(福島市)は駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。